

教育と人間関係の相談室カンナ

【ご連絡票】

代表 木下秀美 (認定精神保健福祉士・自閉症スペクトラム支援士 STANDARD)

日本児童青年精神医学会 日本社会臨床学会 日本子ども虐待防止学会 日本自閉症スペクトラム学会等 他会員

〒617-0002 京都府向日市寺戸町渋川22 三恵マンション203号室

TEL & FAX 075- 925-7960

http://www.mhswkanna.com Email : kinopyg@gmail.com ※URL、アドレス、共に変更しています。

向日市市民サービス部様 障がい者支援課様

2022年 5月 30日

送付枚数 (表紙を含む) : 1 枚

緊急 至急ご返信
ください ご連絡ください ご確認ください ご参考まで

障がい福祉課窓口で相談・確認したいこと

いつもお世話になっております。

精神保健福祉専門職 (有資格者)、成年後見人等として、いくつか相談・確認をさせていただきます。

(略儀をお許し下さい)

1.向日市福祉タクシー事業の「改正」について

私が補助人をしている市内在住の高齢身体障害者である被補助人 (単身、賃貸住宅、要介護 3) が、先般、市からの通知に沿って移動支援事業を利用して「福祉タクシー事業」の申請に行ったところ、「今年から要綱が改正され、対象外となった。診断書を再提出するよう」と言われた。昨年までもらえていたのになぜ急に無理になるのか?と問うと、さらに説明をされたが理解できない。訪問診療医に診断書を書いてもらうのもタダではないし、申請に行くだけでもタクシー代の往復分がかかる。再申請をすれば 2 倍の費用がかかるから諦めることにした」とのことです (申請は郵送でも可との説明理解は不明、(ご案内)も手渡されたが)。本人は機嫌を損ねるところか怒りが激しく、訪問面会においても会話にならず、(ご案内)はゴミ箱に入れられました。本人の障害者手帳 (手帳申請申請当時の自治体発行) には、障害名「右脳内出血による左上下肢機能障害」、身体障害者等級表による種別「2 級」とされています。

向日市福祉タクシー事業はその実施要綱（昭和 56 年 3 月 31 日策定）では、
（目的）第 1 条、外出困難な障がい者に対し、タクシー料金及び障害者用自動車のガソリン等の
代金（以下「ガソリン代」という。）の一部を助成することにより、障がい者の生活行動範囲の
拡大及び社会参加の促進を図り、もつて福祉の増進に寄与することを目的とする。
とされています。

「地域共生社会」の実現、障害者の差別禁止・社会参加の促進等、時代の求めに即した市の独自
事業として有り難いものと認識致しております。

ところが、本年 4 月より、以下の内容で「要綱を改正します」とされました。

令和 4 年度から要綱を一部改正し、以下の点が変更となりました。

（略）今後、手帳の表記が上記に該当しない方は福祉タクシー利用券の対象外となります。必ず
手帳の表記と上記の内容をご確認ください。

これにより、本被補助人は「下肢」の障害等級がわからないとの理由で非該当と判断されたよう
です。

全国の自治体における同様の事業を見ると、それぞれに本旨は類するものの、詳細において、特
に対象とする身体障害者の障害等級については二極化しているようです。つまり、本市のように
「下肢」について 2 級以上であることを要件とするもの、身体障害者手帳 2 級以上であることを
要件とするもの、の 2 つです。

本被補助人の手帳からは、「下肢」の障害の程度や等級を切り取って判断することはできません。
そのために貴課は、主治医による改めての障害状態を特定する書面が必用と考えられ、当該医師
宛にその依頼をされたものと考えます（送付された封筒には返信用封筒も切手も入っておらず、
医療機関の負担となっているとのことです）。そもそも、申請時に医師の意見書（診断書）の添
付を必用とする自治体は、ネットで見る限り見当たりません。

以下、厚生労働省の障害等級等についての「通知」から抜粋します。

○「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」の一部改正について(平成26年1月21日)(障発0121第1号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

四 肢体不自由

(2) 下肢不自由

ア 一下肢の機能障害

(ア) 「全廃」(3級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

a 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの

○身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日)(障企発第0110001号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市障害保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

2 障害程度の認定について

(1) 肢体不自由の障害程度は、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由及び脳原性運動機能障害(上肢機能・移動機能)の別に認定する。

この場合、上肢、下肢、体幹の各障害については、それらが重複するときは、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより上位等級に認定することが可能である

<確認事項.1>

今回の「改正」は、本市が昭和56年に策定し運用してきた要綱の解釈を変更したために生じたものと思われますがいかがでしょうか？

・そうであれば、昨年までに同様の申請でチケットを支給されていた障害者を「非該当」と切り捨てることとなり、当該障害者の社会参加の意欲や機会を減らし、経済的負担を増加させるという新たな「障壁」を本市が作ったこととなります。

・「非該当」とするのではなく、申請書の身体障害の対象者に記載を求める「障がい部位及び等級」を部位事ではなく、障害者手帳の等級のみにすることで、また、「下肢…のいずれかを含む」と変更することで、昨年までの利用者が切り捨てられることなく、医師への新たな負担も避けられるのではないのでしょうか。

横浜市・長崎市の案内、長岡京市・かほく市の申請書を添付しますので、参考にして下さい。

<確認事項.2>

「改正」の議論の経過、通知の仕方は、妥当なものだったのでしょうか？

・今回「改正」は市議会の議事を経ないで行えるもののようです。部内の議論・決済で行われたものとはいえ、補助人としては、その議論の内容や経過について、公文書開示請求も含めて、今回「非該当」になった被補助人にわかりやすく説明する必用があります。

・今回「改正」の通知は本年3月付けで市ホームページ及び（ご案内）書面で行われています。「非該当」となる障害者の多くが身体障害者であり、障がい福祉サービスや介護サービスを利用していると思われます。

・これら「サービス」を利用するには、相談支援事業所や居宅介護事業所と契約し、計画相談や居宅サービス計画書の作成が必要となりますので、それら事業所が、事前に「改正」内容や理由を正しく理解しておくことが不可欠と思いますが、今回「改正」ではそれらは行われておらず、申請時に「非該当」とされることで初めて「改正」されたことを知るところとなっています。該当するであろう障害当事者はもとより、各障害者団体、乙訓圏域自立支援協議会、乙訓障がい者基幹相談支援センター、乙訓福祉事務組合、各地域包括支援センター、各移動支援事業所、乙訓医師会等にも同様に、事前の説明やニーズの聴き取り・アセスメント、話し合いの場、「改正」決定後の通知・周知も丁寧に行う必用があったと思います。

・また、障害の程度について、症状が固定し、永久認定になっている障害手帳をお持ちの障害者の申請においては、医師の意見書（診断書）を必用とする必用性はないと思います。

2.寺戸町永田において5月26日に発生した火事について

高齢者が火災により死亡され、怪我を負い、住居・財産を失う等、被災されています。

<確認事項.3>

今回の火災において、支援の制度がありながら「非該当」等となって支援が届かなかった、ということはなかったのでしょうか？ また自然災害に限らず、高齢者、障害者、支援を要する人への火災等での被災時に、行政各担当課からの重層的・多面的なプッシュ型の支援が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか？

・亡くなられたのは 80 代の単身生活の方、怪我をされたのも高齢の方々だったと聞きます。向日市は住宅密集により、火災発生時の類焼危険性が高い地域と聞きます。自然災害を想定した、災害時の要支援者登録は取り組まれています。実際には支援が必要であるにも関わらず登録を躊躇っている方も多いようです。具体的に災害が発生し、要請があれば動く、では初動が遅く、必用な支援が届かないことは想像に難くありません。火災、台風等の風水害、突然の土砂崩れや建造物の倒壊等、高齢者や障害者が被災するリスクは高く、他の部局や地域の各種機関・団体等と連携してこうした災害被害に備える必用と思います。

3.成年後見制度利用促進について

第 6 期向日市障がい福祉計画・第 2 期向日市障がい児福祉計画によれば、向日市における成年後見制度利用支援事業の令和 4 年度・5 年度の【サービスの見込み量】はそれぞれ 7 人・8 人とされています。第 5 期の実績が 5～6 人で、自然増を見込んだものと思われる。

国・厚労相は「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4 年度～令和 8 年度、令和 4 年 3 月 25 日閣議決定、同日各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長宛て通知）に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク、重層的支援体制整備、市町村長申立てと成年後見制度利用支援事業の推進、担い手の育成等をさらにすすめるために、5 月 27 日にも第 158 回市町村職員を対象とするセミナーをオンラインにて開催しました（私も視聴しました）。同事業の全市町村における実施率は 94%となっていますが（100%をめざして未実施市町村に要請をしています）、申立費用・報酬の一部助成について生活保護受給者のみを対象としている市町村が少なくないため、非課税・低所得の人を広く対象とするように要綱改正等の取り組みが強く促されていました。利用支援事業とともに、成年後見制度利用促進法（平成 28 年 4 月 15 日公布、同年 5 月 13 日施行）に基づく市町村での取り組みが求められているところです。

（地方公共団体の責務）

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との

連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

<確認事項.4>

本市の成年後見制度利用支援事業を、非課税の低所得者が対象とされるように柔軟な対応ができるものに要綱を改正することをお考えではありませんか？ また、成年後見制度利用促進法および第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、本市における利用促進基本計画の作成およびその実施、そのプロセスにおける市民や後見人である専門職等の参加についてはどのようにお考えでしょうか？

・本市における利用支援事業は収入・資産要件において、実質的には生活保護受給者およびそれに準ずる非課税所得者のみを対象としており、年収が150万円を超えるとこれまた「非該当」となってしまいます。150万円から家賃、そして後見人報酬を差し引けば、間違いなく基本生活費を下回ります。収入要件を撤廃すること、低所得の非課税の人が利用対象者となることが必用です。成年後見制度の利用について、そのニーズを広く市民、介護・障害福祉・司法関係者等から把握すると共に、支援事業の拡充や利用促進基本計画の作成を求めたいと思います。

以上ご検討いただき、回答頂きますと共に、今後の向日市における地域共生社会の実現、障害者の差別解消や社会参加の促進に引き続きのご尽力をお願い致します。

今後とも宜しく申し上げます。

ツイート

**障がいのある方**

[福祉医療（障がい者医療）](#)
[計画相談](#)
[移動支援](#)
[情報・コミュニケーション](#)
[助成](#)
[相談窓口](#)
[年金・手当など](#)
[手帳](#)
[補装具・日常生活用具の給付など](#)
[自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療・特別対策事業）](#)
[在宅福祉サービス](#)
[手話を学べる動画「手話でふれあう向日市」](#)
[障がいのある人のための防災手帳](#)
[向日市手話施策推進方針](#)
[マンガ「HELLO むこうの私一手で心をつないで」](#)
[古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例](#)
[要約筆記を知っていますか](#)
[障がい者福祉のてびき](#)
[新型コロナウイルス感染症にかかる手話動画](#)
[「障害者総合支援法」の対象となる疾病について](#)
[「ヘルプマーク」を配布しています](#)
[災害発生時における福祉避難所の設置運営の協定を締結](#)
[東京2020パラリンピック聖火フェスティバルについて](#)
[電話リレーサービスについて](#)
[「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」について](#)
[向日市福祉タクシー利用券](#)
[手話教室学習教材「聞こえない人のくらしについて学んでみよう」](#)

向日市福祉タクシー利用券

更新日：2022年3月30日

[福祉タクシー事業とは](#)[対象者（令和4年4月時点）](#)[申請方法](#)[要綱を改正します](#)**福祉タクシー事業とは**

外出が困難な障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進をはかることを目的とした事業です。

対象者（令和4年4月時点）

身体障害者手帳の下肢・体幹・移動機能1～3級、視覚1～2級、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・肝臓等）1級、療育手帳Aを所持している市内在住の方

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、「〒617-8665 向日市役所障がい者支援課（住所不要）」へ郵送または窓口にて提出してください。

申請月により交付枚数が変わりますのでご注意ください。

郵送申請時は、消印の日付が申請月となります。（申請書送付時の郵送料はご負担ください。）利用券は通常10日前後で特定記録郵便にて交付します。

申請月・交付枚数表（1枚100円）

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数（枚）	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10

4月初旬は窓口が大変混雑します。また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、できる限り郵送申請にご協力ください。

[福祉タクシー利用券交付申請書（PDF：72.4KB）](#)

[福祉タクシー利用券交付申請書（記入例）（PDF：110.1KB）](#)

要綱を改正します

令和4年度から要綱を一部改正し、以下の点が変更となりました。

1. 在宅外の者（入院者及び施設入所者等）を対象者に追加
2. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の障害程度が1級、2級又は3級の者を対象者に追加

今後、手帳の表記が上記に該当しない方は福祉タクシー利用券の対象外となります。必ず手帳の表記と上記の内容をご確認ください。

向日市福祉タクシー事業実施要綱は以下の通り

[向日市福祉タクシー事業実施要綱（PDF：316.4KB）](#)

ライフイベント

出産・子育て



学校



この記事に関するお問い合わせ先



福祉タクシー利用券の交付

最終更新日 2022年3月23日



①福祉タクシー利用券、②障害者自動車燃料券、③福祉特別乗車券、④敬老特別乗車証、⑤特別乗車券は①～⑤のうち、利用できるのは1つだけになります。 ※福祉タクシー利用券の申込をされた場合は、②～⑤の交付はできませんので、ご注意ください。

福祉タクシー利用券の交付（身体・知的・精神）

【内容】

1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を交付します。1回の乗車につき、タクシー利用券を7枚まで使用できます。なお、福祉タクシー利用券を使用しても「[タクシー料金の割引](#)」を受けることができます。また、利用は交付者本人に限ります（同乗者がいる場合でも利用可能です）。

【対象者】

下記のいずれかに該当する市内にお住まいの方で、福祉特別乗車券・敬老特別乗車証・特別乗車券・障害者自動車燃料券の交付を受けていない方

- （1）下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- （2）愛の手帳（療育手帳）A1、A2を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- （3）下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち、愛の手帳（療育手帳）B1を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方
- （4）精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

【交付枚数】

10月1日～翌年9月30日まで年間84枚を交付します。
対象となる方のうち腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚を交付します。

【利用方法】

乗車の際には、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。

【窓口】

手帳を持参のうえ[各区福祉保健センター](#)へ。

【注意】

福祉タクシー利用券は交付者本人に限り利用できます（同乗者がいる場合でも利用可能です）。家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください（無効として券を回収したうえで、以後の交付停止や不正使用額の返還を求める場合があります）。

【次回以降の更新について】

次回の有効期間分の福祉タクシー利用券については、9月中旬頃までに、引き続き対象となる方へ郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

※なお10月1日以降有効な手帳をお持ちでない場合は福祉タクシー利用券の交付はできませんので、更新が必要となる方は手帳の更新をお早めにお手続きください。

市民生活

福祉・健康

子育て・学び

住まい・まちづくり

事業者・産業振興

防災・消防

市の紹介・市政全般

HOME > 福祉・健康 > 障害者支援 > 交通費助成など > 福祉タクシー、交通費助成事業

検索

ツイート

いいね! 0

福祉タクシー、交通費助成事業

更新日：2021年6月1日 ページID：009528

観光案内

平和・原爆

国際情報

福祉タクシー、交通費助成事業

福祉タクシー利用券

在宅の重度心身障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成します。対象となる方には、車椅子利用者交付用、視覚障害者交付用、知的障害者交付用の3種類のいずれか1冊を交付。（一回あたり450円又は500円の利用券を48枚で一冊となります。なお、車椅子利用者に交付する券は、リフトと寝台が装備されたタクシーで、かつ、大型車料金の適用を受けないものを利用した場合は、1,370円券として利用できます。）

手続き案内

対象となる方には毎年4月中旬頃に交通費助成の引換ハガキを郵送します。交付窓口でハガキと引き換えに交換できます。福祉タクシー券と、ほかの交通費助成券との重複交付はできませんのでご注意ください。

対象となる方

市内にお住まいの在宅の方で、交付年度の12月31日までに住所を所有し、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1級もしくは2級で、（外出時に）車いすを常時使用している方
2. 療育手帳A1、A2、Aをお持ちの方
3. 身体障害者手帳の視覚障害の等級が1級で、所得税非課税世帯のうち次の世帯に属する方
 1. 視覚障害1級の夫婦のみの世帯
 2. 介助者が勤務等により日中は不在で、当該障害者のみが在宅している世帯
 3. 介助者が高齢のため、外出時の介助が困難な世帯
 4. 単身者世帯
 5. 1.から4.に準ずる世帯で、特に必要と認められる世帯

その他

交付期間は4月1日から12月28日までです。

交付場所は各地域センター、黒崎事務所、池島事務所、長浦事務所、障害福祉センター（もりまちハートセンター）となります。

交通費助成事業

心身障害者の自立更生を助長し、社会活動への参加を図るために、一年に一度、年間5,000円相当分の船舶利用券、タクシー利用券、ガソリン券、コミュニティバス券を交付します。また、令和3年度からバスや電車で利用できるICカード（エヌタスTカードまたはnimocaカード）による助成を行います。（ICカードによる助成を受けるためには、事前のお手続きが必要です。）

「障害者支援」の分類

[障害福祉サービス事業所](#)
[地域生活支援事業所](#)
[チャレンジド・ショップはあと屋](#)
[障害者優先調達推進法申請書ダウンロード](#)
[障害者手帳](#)
[各種手当・年金など](#)
[医療費助成](#)
[税金の控除](#)
交通費助成など
[福祉タクシー](#)
[用具の給付・住宅改修](#)
[補装具登録業者](#)
[障害者支援サービス](#)
[その他の制度](#)
[福祉のしおり](#)
[相談窓口案内](#)
[自動車改造費の助成など](#)

愛のタクシー利用券交付申請書及び受領書

長岡京市長 様

愛のタクシー事業実施要綱第4条の規定により申請します。

対 象 者	住 所	長岡京市					
	フリガナ氏名		男・女	申請者との続柄			
	生 年 月 日	年 月 日	身体障害者手帳	第 年 月 日 号 交付			
			療育手帳	第 年 月 日 号 交付			
精神保健福祉手帳			第 年 月 日 号 交付				
障 害 区 分 及 等 級	下肢	体幹	視覚	内部	療育	精神	
	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・3	A	1	
	第3条第3号該当 ()						

【交付日付】 年 月 日

【枚数】 _____枚

【管理番号】 _____

上記、タクシー利用券を申請し受け取りました。

〒

申請者住所 長岡京市

申請者氏名

㊞

様式第1号(第4条関係)

かほく市福祉タクシー助成券交付申請書

令和 年 月 日

かほく市長 油野和一郎 様

住所
申請者
氏名 ①
本人との続柄 ()

かほく市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱第4条の規定により、かほく市福祉タクシー利用助成券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	氏名		性別	男 ・ 女
	住所	かほく市		
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日生	電話番号 ファックス番号	—

手帳の種類	手帳番号	交付日	障害等級
身体障害者手帳	第 号	S・H・R 年 月 日	1級・2級・3級
療育手帳	第 号	S・H・R 年 月 日	A ・ B
精神障害者 保健福祉手帳	第 号	S・H・R 年 月 日	1級・2級

(注) 申請者は、該当する項目に○印を記入してください。